



# 世工振ニュース

編集・発行  
 公益社団法人 世田谷工業振興協会  
 〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7  
 世田谷産業プラザ 2階  
 TEL (03) 3421-2863 FAX (03) 3422-4777  
 E-mail: info@setagaya-ia.or.jp  
 URL: https://www.setagaya-ia.or.jp/

## 【世工振】「英語で学ぶロボット教室」開催

国の「GIGAスクール構想」により、今春、全国のほとんどの小中学生に「1人1台」のパソコンやタブレット端末が配備され、PCが鉛筆やノートと同レベルのアイテムになりました。新型コロナの感染拡大もあり、オンライン学習や動画の視聴などICT技術を活用した教育も進んでいます。

一方、AIが人間の労働を代替する時代には、知識やスキルの習得そのものではなく創造力・感性こそ重要と言われています。このため、子ども達一人ひとりの「知の創造性」を育むSTEAM教育（※）と呼ばれる教育も始まっています。

これらのきっかけになればと、世工振としては初の試みですが、これからのものづくりの基盤となるプログラミングを学ぶ教室（小学生対象）を開催しました。会員企業のROBBOJAPAN(株)の協力により、8月3日以降計6日間、延べ149組の親子が参加されました。区のお知らせにて120名枠で募集をしたところ、1時間で埋まってしまい、急きょ60名分を追加するなど、大盛況で関心の高さがうかがえました。



(武藤副会長 開会挨拶)

※ STEAM教育とは、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、アート (Art)、数学 (Mathematics) の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る (探究) とつくる (創造) のサイクルを生み出す、分野横断的な学びです。



## 【世工振】「第12回スイーツ&ブレッドコンテスト」開催

(専修学校) 日本菓子専門学校〔世田谷区上野毛〕が主催する第12回スイーツ&ブレッドコンテストが、7月30日に開催されました。このコンテストは、世工振の片平会長が実行委員長を務めており、(公社) 世田谷工業振興協会、(公財) 世田谷区産業振興公社、世田谷区商店街連合会、及び東京商工会議所世田谷支部が協賛し、世田谷区が後援しています。昨年は新型コロナウイルスの影響により中止でしたが、今年は感染防止を徹底し、群馬県など全国から13名の高校生が参加しました。当日は、和菓子・製パン・洋菓子の各部門に分かれて、皆将来のパティシエ目指し真剣に実技に取り組んでいました。



(審査)



(作品)



(表彰式)

## 【世工振】五輪ホストタウン交流事業（まねきねこ）

東京2020オリンピック・パラリンピックにて世田谷区がアメリカのホストタウンとなったことを契機に、2019年度にホストタウン交流事業の一環として実施された「まねきねこワークショップ(※)」にて子供たちが作成した応援メッセージが、アメリカ合衆国選手団へ届けられました。ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

(※)豪徳寺のまねきねこのシルエットがミシン目された台紙に世田谷区内のものづくり事業者の方々からいただいた材料をもとに作成したスタンプを、子供たちに自由に押ししてもらいました。オリジナル柄となったまねきねこを型抜きし、裏面にアメリカ選手団に向けたメッセージを記入、その子だけのオリジナルカードが完成。



(トライアスロン混合リレー銀メダリスト モーガン・ピアソン選手)

## 【世田谷保健所】結核予防週間（9/24～9/30）のお知らせ

### ◆結核は日本最大級の感染症

結核は今でも年間1万3千人の新たな患者が発生し、およそ2千人が命を落とす重大な感染症です。世田谷区では昨年80人の方が結核と診断されました。

### ◆働く世代も要注意

結核は高齢者に多い病気ですが、都心部では働く世代の罹患率が高くなっています。

### ◆結核にかかったら

結核はきちんと治療することで治りますが、診断が遅れ症状が長引くと周囲の方（家族、友人、同僚）に感染を広げることがあります。

### ◆早期発見が大切

結核の初期症状は、風邪とよく似ています。「咳が2週間続く」「たんが出る」「体がだるい」「体重が減る」などの症状があれば、早めに医療機関を受診しましょう。

### ◆検診を受診しましょう

毎年1回は健康診断や人間ドックで胸部エックス線検査を受けましょう。

【お問い合わせ】 世田谷保健所感染症対策課 Tel 03-5432-2441 ※詳細は同封のチラシをご覧ください。



## 事務局からのお知らせ、お願い

### ◆東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は、**令和3年10月1日**から時間額**1,041円**に改正されます（現行1,013円）。

※ 都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

※ 最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

<問合せ先> 東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 Tel 03-3512-1614（直通）

東京働き方改革推進支援センター Tel 0120-232-865

業務改善助成金について

令和3年度業務改善助成金コールセンター Tel 03-6388-6155

東京働き方改善推進支援センター Tel 0120-232-865

東京労働局雇用環境・均等部企画課 Tel 03-6893-1100（直通）